

京都市消防局訓令乙第8号

各 部

防 災 危 機 管 理 室

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防局災害活動組織の編成及び運用に関する規程の一部を次のように改正する。

平成18年3月31日

京都市消防局長 森澤正一

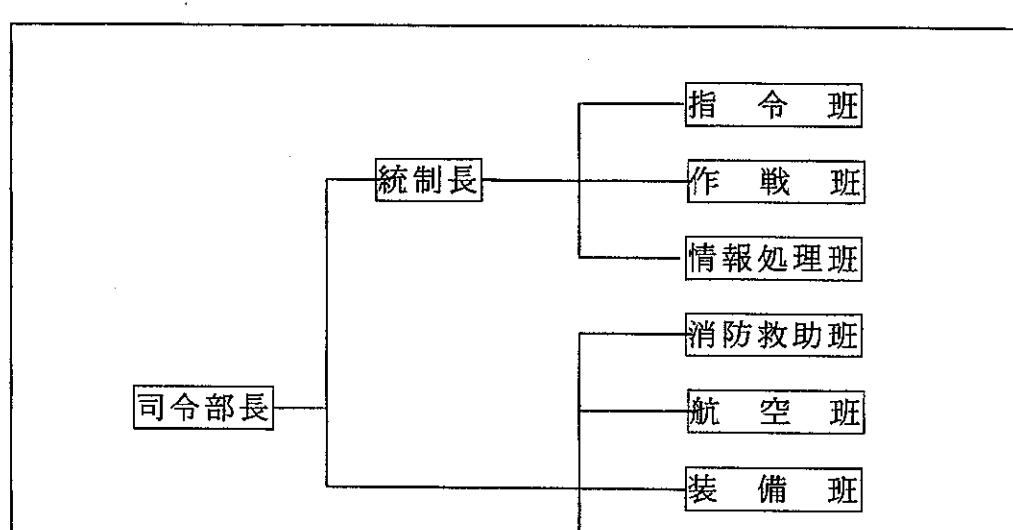
第10条第1項各号列記以外の部分中「第2号警防態勢又は第3号警防態勢」を「増強警防態勢」に改め、「の各号」を削り、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、第1号警防態勢の場合においては、この限りでない。

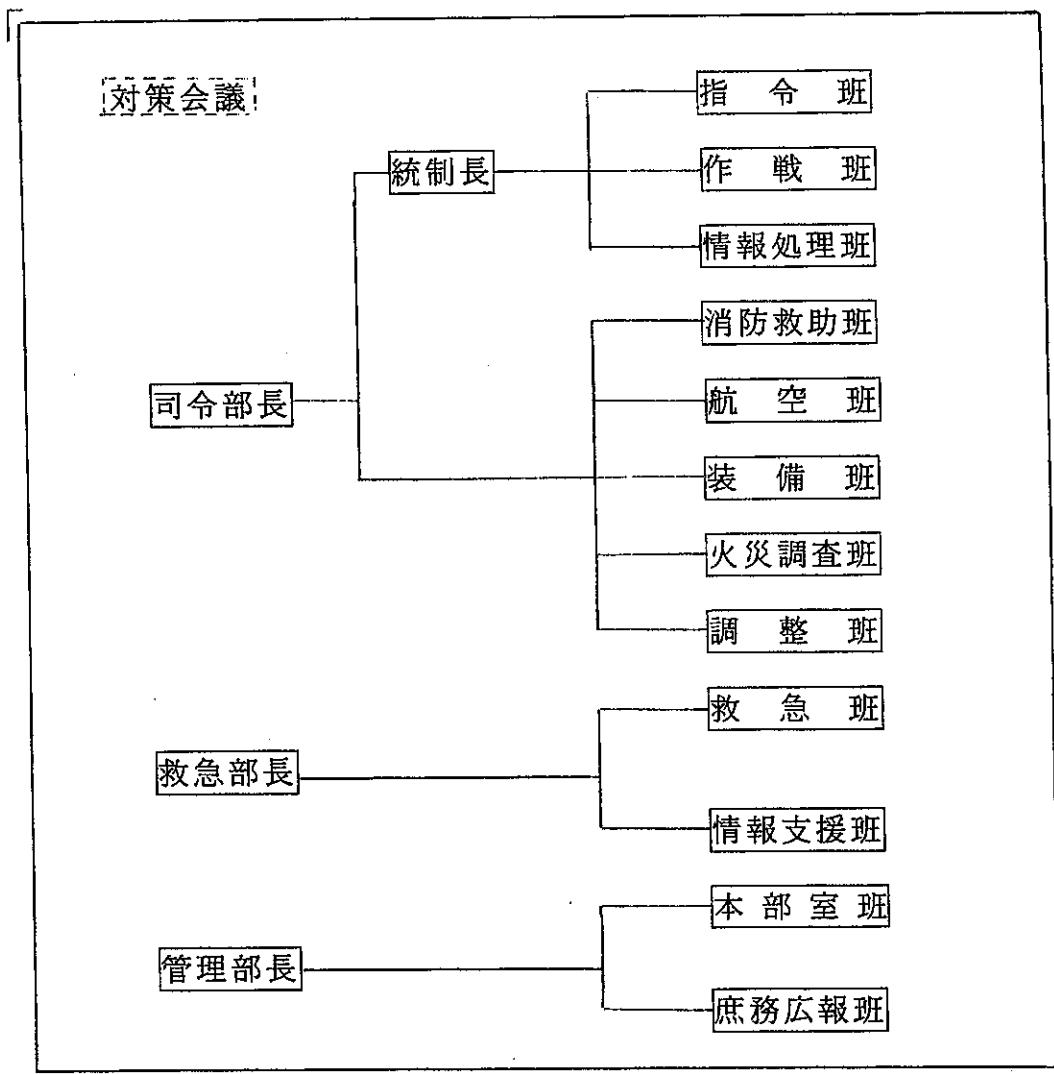
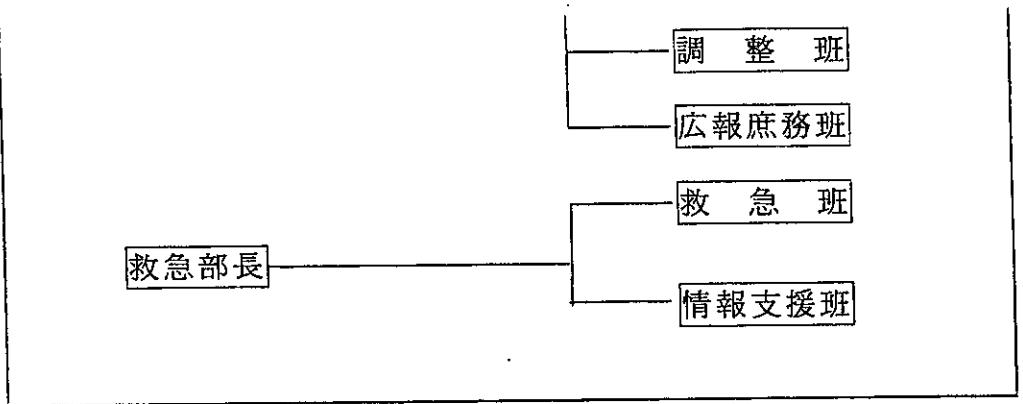
第14条の表装備班の項の次に次の1項を加える。

火災調査班 警防部調査課長

別表第1, 2備考以外の部分中



を



に改

め、同表3備考以外の部分中 「装備班」 を 「装備班
 　　「火災調査班」 に改め

る。

別表第2中

	(3) 消防機械（航空機を除く。）及び消防器材の輸送に 関すること。
--	---------------------------------------

を

	(3) 消防機械（航空機を除く。）及び消防器材の輸送に 関すること。
火災調査班	(1) 火災調査に関すること。 (2) 災証明に関すること。

に改める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

（消防局警防部警防計画課）